

### 3 期間

本計画では、環境の基本理念の下に、50年後の将来を目安とした幸手の望ましい姿を「幸手の環境像」として掲げます。

「幸手の環境像」に近づくための「基本目標」と「重点目標」については、平成17年（2005年）を初年度とし、平成37年（2025年）を目標年度とします。

「基本目標」を実現するための「取組の基本方針」と「市民・事業者・行政の取組の方向」及び、「重点目標」を実現するための「協働\*の取組指標」などについては、短い期間で実施状況や成果を検証し、必要に応じて柔軟に見直しを行います。

また、社会情勢などの大きな変化への対応が必要になった場合には、全体的な見直しを行います。

### 4 対象地域

本計画の対象地域は、幸手市の行政区域全体を基本として、環境面で関連する事項については周辺域・広域・地球環境なども含むこととします。

### 5 対象範囲

本計画の対象範囲を以下のように定めます。

#### （1）健康・安全分野

健康・安全分野は、人の生活や生態系に直接的な悪影響を及ぼす汚染などに関する取組を束ねます。

- 項目：
- ①大気（質）
  - ②河川・水路・池（質）
  - ③土壌・地下水（質）
  - ④地盤
  - ⑤騒音・振動・悪臭
  - ⑥化学物質など



## (2) 資源・エネルギー分野

資源・エネルギー分野は、資源やエネルギーの大量消費・大量廃棄などに関する取組を束ねます。

- 項目： ①廃棄物  
②水資源  
③資源  
④エネルギー  
⑤地球環境



## (3) 自然・文化分野

自然・文化分野は、生態系・地形といった自然や、自然と深く関わる文化・歴史・景観などに関する取組を束ねます。

- 項目： ①水・緑・歴史とのふれあい  
②農林地・水辺の環境保全機能  
③街並み（道路・建物などの住環境）



## (4) 学習・交流分野

学習・交流分野は、環境問題への意識・知識や連帯などに関する取組を束ねます。

- 項目： ①学校教育・幼児教育  
②生涯教育・社会教育  
③コミュニティ



## (5) 体制分野

体制分野は、様々な取組を促進・推進する仕組みなどに関する取組を束ねます。

- 項目： ①市民参画・協働\*  
②情報・意識  
③団体・事業体  
④広域行政

